省令

○国土交通省令第七十九号

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十九号）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令及び国土交通省組織令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百五十二号）の施行に伴い、並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第八条の二並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項及び第五十条の規定に基づき、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十一月十八日

国土交通大臣　石井　啓一

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成十五年国土交通省令第百二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同項第四号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　法附則第十一条第一項第四号に規定する資金の貸付けに関する事項

附則第二条第二項中「附則第十一条第一項第四号に掲げる業務及びこれ」を「附則第十一条第一項第四号及び第五号に掲げる業務並びにこれら」に改め、同条第四項中「及び第二号」を「から第三号まで」に、「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「附則第十一条第一項第四号」を「附則第十一条第一項第五号」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　法附則第十一条第一項第四号に掲げる業務

附則第二条第五項及び第六項中「附則第七条」を「附則第八条」に改める。

附則第三条中「附則第六条第二項」を「附則第七条第二項」に改める。

附則第八条を附則第九条とし、附則第七条を附則第八条とする。

附則第六条第一項の表令附則第十五条の規定による廃止前の日本鉄道建設公団法施行令（昭和三十九年政令第二十三号。以下「旧公団法施行令」という。）第十条第一項において準用する建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）第十一条の項第一欄中「附則第十五条」を「附則第十六条」に改め、同条を附則第七条とし、附則第五条を附則第六条とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

（申請書の記載事項）

第五条　令附則第八条の二の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所

二　借り入れようとする貸付金の額及びその使途

三　当該申請に係る貸付けを受けて行おうとする事業に係る区間及び当該事業の内容

四　当該申請に係る貸付けを受けて行おうとする事業に係る所要資金の額及びその調達方法並びに収支の見込み

五　貸付金の借入れの効果

附　則

この省令は、公布の日から施行する。